

福祉生活病院常任委員会資料

(令和5年11月30日)

【件名】

- 令和5年度第3回子育て王国とっとり会議の開催結果について
(子育て王国課) 2
- 平成30年12月に発生した皆成学園入所児童の死亡事案について
(子ども発達支援課) 10
- 公立大学法人公立鳥取環境大学 次期理事長(学長)の任命について
(総合教育推進課) 11
- 各種学校(勝田ヶ丘志学館)設置の認可について
(総合教育推進課) 15

子ども家庭部

令和5年度第3回子育て王国とっとり会議の開催結果について

令和5年11月30日
子育て王国課

子育て王国とっとり条例に基づき設置している「子育て王国とっとり会議」(以下「王国会議」という。)について、第3回会議を開催したので、概要を報告します。

1 開催概要

- (1) 日 時 令和5年11月10日(金) 午前10時から11時35分まで
- (2) 場 所 鳥取県庁特別会議室
- (3) 出席者 ・鈴木会長ほか委員17名(うち2名はオンライン出席、委員の過半数以上の出席)
・今回から、とっとり若者活躍局より4名を委員に委嘱

2 議事概要

(1) 「シン・子育て王国とっとり計画(仮称)」骨子案の審議

こども・子育て施策を一体的に推進する「シン・子育て王国とっとり計画(仮称)」の今年度中の策定に向けて、骨子案(別紙)について意見を伺った。

【主な意見】

<全体>

- ・政策決定過程に子ども・若者・保護者の参画が必要不可欠だと感じており、そのことが骨子案の冒頭に位置付けられていることに意義を感じる。
- ・教育の中で子どもたちが意見を言える力が育っていない。子どもの力を信じてやらせてみるのが大事。子どもが声を上げられる社会・地域を大人が考え直さないといけない。

<出会い・婚活の支援>

- ・婚活支援と言われると世代的にはハードルが高く、出会いをガツガツ求めるのはちょっと違うという感覚。広い意味での出会いがベースにあり、結果的に出会ったというストーリーがほしい。
- ・コロナ後に20代女性の婚活イベント参加が増えている。チャンスと捉えてどんどんイベントを実施していくべき。
- ・鳥取県の高い離婚率を改善しないと子どもの育ちに色々と影響が出る。結婚後のライフデザインを両者で描いて合意形成していくことが必要。
- ・子どもをどう育てていくか産前から夫婦で勉強する機会や産前産後の父親の協力、地域の力が必要であることを伝えていく必要がある。
- ・結婚と子どもを直接的に結び付け過ぎるのは怖いと感じる。子どもを望む、望まないは色々な考えがあるので、「子どもを産みなさい」というのがあまり出すぎないほうがいい。

<地域における子育て支援、子どもの居場所>

- ・地域の魅力は人と人が繋がること。若い人も地域に参加したいと思っているので、子ども食堂や放課後児童クラブなど、地域に子どもが関わっていけるような情報やネットワークを広げていくと、地域や子どもに良い影響が与えられる。
- ・学生たちに地域に出てきて貰うために、子どもの頃からの教育が必要。学校だけではなく民間・地域での活動が必要。
- ・世代間で互いに助け合える関係作りができれば、地域の魅力が高まっていくと思う。年配の方の意識を変えていくために、社会教育の中で地域の子ども達に目を向けようという働きかけが必要。
- ・子どもたちの地域での活動が、高校・大学になっても続き、社会に送り出していくということは、県ではなく民間がやるべきと感じている。県・民間の分担を整理しておく必要がある。
- ・子どもの居場所づくりの支援として、放課後児童クラブだけではなく、地域の方々がサポーターとなる放課後子ども教室も入れて、取組を推進してほしい。

<安心して子育てできる就労環境>

- ・両親ともに非正規雇用の世帯がいることも考えて政策を立ててほしい。

(2) 子育て王国とっとり会議「幼保連携型認定こども園認可等審議部会」の委員等の指名

子育て王国とっとり会議委員の交代に伴い、幼保連携型認定こども園認可等審議部会の後任委員を定めた。

幼保連携型認定こども園認可等審議部会委員案(敬称略)

分野		職名等	氏名
学識経験者		鳥取短期大学幼児教育保育学科教授	近藤 剛
子育て中の方		鳥取県PTA協議会東部ブロック代表理事	徳田 めぐみ
地域で子育てを支援している方		倉吉はばたき人権文化センター所長	山下 千之
児童福祉	保育所	浜坂保育園園長	小嶋 美恵子
	認定こども園	認定こども園ひかりこども園園長	久野 芳枝
教育	幼稚園	かもめ幼稚園園長	小早川 君子
市町村	市	鳥取市健康こども部こども家庭局幼児保育課 課長	濱田 寿之
	町村	米子市こども総本部こども相談課 係長	小林 悠

(3) 報告事項

子どもの権利擁護を図る県版アドボカシーの実施状況について説明を行った。

【委員からの意見】

- ・虐待を受けた子どもは大人を信頼していない。時間をかけて施設の職員との信頼関係を築き、子どもの思いが言えるようにしてほしい。

3 今後の予定

パブリックコメント（12月下旬～1月）を実施し寄せられた意見と、年末に策定予定の国のこども大綱及びこども未来戦略を勘案した計画の素案を第4回王国会議に、最終案を第5回王国会議に諮る。

【参考】子育て王国とっとり会議の概要

- 1 設置根拠 子育て王国とっとり条例（平成26年鳥取県条例第5号）第12条
- 2 設置時期 平成26年5月26日
- 3 所掌事務
 - (1) 子育て王国とっとり条例関係
 - ① 子育て王国とっとり推進指針の策定に当たり、知事に意見を述べること。
 - ② 鳥取県子どもの貧困対策推進計画について、知事に意見を述べること。
 - ③ 子育て王国とっとり条例の施行に関する重要事項について調査審議すること。
 - (2) 子ども・子育て支援法関係
 - ① 県が子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようするときに意見を述べること。
 - ② 県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 4 委員構成（任期：令和6年9月4日まで）

分野	所属等	氏名
学識経験者	鳥取大学地域学部教授	鈴木 慎一郎
	鳥取短期大学教授	近藤 剛
公募委員	自営業	津村 雄一
	フリーアナウンサー	濱井 丈栄
子育て中の方	鳥取県PTA協議会評議委員	徳田 めぐみ
他県から移住された方	八頭町地域おこし協力隊 (八頭町商工観光室)	中村 聡志
結婚・子育てなど若者のライフプランの形成支援に取り組まれている方	(株)そうだんひろば代表取締役 (ファイナンシャル・プランナー)	伊木 恭憲
地域で子育て支援に取り組まれている方	児童館関係・子どもの貧困対策	倉吉はばたき人権文化センター所長
児童福祉	保育所	浜坂保育園園長
	母子生活支援施設	米子聖園コスモス施設長
	認定こども園	認定こども園ひかりこども園園長
保健・医療	医師(小児科)	石井小児科クリニック
	歯科医	岸本歯科医院医院長 (鳥取県歯科医師会理事)
教育	幼稚園	かもめ幼稚園園長
	家庭教育	児童書を楽しむ会つくしんぼ代表
産業	公益社団法人日本青年会議所 中国地区鳥取ブロック協議会会長	伊東 英知郎
労働	社会保険労務士	川崎 古春
結婚支援をされている方	結婚サロンアプローズ代表	禮場 夏江
市町村	鳥取市健康こども部こども家庭局 幼児保育課課長	濱田 寿之
	米子市こども総本部こども相談課係長	小林 悠
若者	鳥取大学地域学部2年 (とっとり若者活躍局)	井上 柊
	公立鳥取環境大学経営学部3年 (とっとり若者活躍局)	藤原 洋希
	(株)週末住人(とっとり若者活躍局) 慶應義塾大学SFC研究所	松浦 生
	社会人(とっとり若者活躍局)	齋鹿 梨也

「シン・子育て王国とっとり計画」(仮称)の骨子(案)と取組の方向性等

1 はじめに

- ・計画趣旨、位置付けなど

2 基本の方針

- ・「こどもまんなか社会」の実現、子ども・若者が権利の主体であること、子ども・若者の意見を聴き共に考えていくこと、良好な成育環境、若い世代の結婚、子育てへの希望 など

3 シン子育て王国とっりの推進体制

(1) 政策決定過程への子ども・若者、保護者(子育て世帯)の参画促進

- ・子ども、若者、保護者(子育て世帯)が随時意見投稿できる環境の構築
- ・子育て王国とっとり会議への若手委員の参画

(2) 子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

- ・「シン・子育て王国とっとり運動」の推進(こどもまんなか応援サポーター宣言の拡大推進、こどもファスト・トラックの設置促進、子育て応援駐車場の設置促進、とっとり子育てプレミアムパートナーの登録者拡大、男性の育児休業取得率の向上 など)

(3) 施策の推進体制等

- ・県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主が連携して子育て支援等に取り組むために必要な推進体制を整備
- ・子育て王国とっとり会議、鳥取県青少年問題協議会、児童に関する審議会等での審議

(4) 数値目標と指標の設定(具体的設定は以下の各項目で)

- ・計画に掲げた数値目標・指標等の検証・評価、継続的な施策の点検と見直し

4 子どものライフステージに応じた切れ目のない支援

(1) 子どものライフステージに縦断的な取組

- ① 情報提供、相談体制の充実
- ② 家庭・地域での子どもの育成

- ・プレコンセプションケアを含め性や生殖に関する正しい知識の普及、相談支援
- ・市町村のこども家庭センター設置を支援、民間団体との連携による支援体制の充実

(2) 子どもの誕生前から幼児期までの取組

妊娠準備期、妊娠期、出産、幼児期までの支援など、子どもの誕生前から幼児期までの育ちを等しく、切れ目なく支援。

① 妊娠・出産期、幼児期までの支援

- ア 不妊治療等への助成
- イ 産前・産後ケアの充実
- ウ 妊娠準備期から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

② 多様な保育ニーズへの対応

- ア 保育・幼児教育の質の向上・量の確保(保育士の配置基準、保育人材の確保・定着)
- イ 保育所等における安全確保など保育環境の改善
- ウ 自他の命を大切にする心の育成(いじめ対策)
- エ 保育におけるインクルージョンの推進
- オ 病児病後児保育の充実

カ 幼保小の連携促進

- ・不妊治療の経済的負担の更なる軽減、不妊治療に係る保険適用の範囲拡充（国要望）
- ・国助成が行き届かない部分への助成、産後ケア施設や助産師の確保、近くの病院等への助産師派遣
- ・周産期母子医療センターへの支援、産科医や助産師の確保
- ・保育人材不足の解消、県独自の加配制度による配置基準改善、保育現場の負担軽減
- ・重大事故が発生しない保育環境整備、避難確保計画等に基づく継続的な訓練の実施
- ・医療的ケア児を含む障がい児保育の充実
- ・病児病後児保育施設の設置運営の支援
- ・幼保小接続アドバイザー派遣による指導助言、各種研修会等の開催

(3) 学童期・思春期の取組

学童期は、子どもが体も心も大きく成長し友人関係や遊びを通じて協調性・自主性を身に着ける時期、思春期はアイデンティティーを形成していく時期であり、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることがないように支えていく。

① 子どもの心身の成長の支援

- ア 基本的な生活習慣の形成
- イ 命、健康、性、妊娠・出産に関する知識の普及、相談支援の充実
- ウ 子どもが権利の主体であることの理解促進
- エ 運動意欲の増進、体力づくり
- オ 遊びや体験活動の推進
- カ 安全・安心の通学環境
- キ 小児医療体制の充実
- ク 互いに支え合う関係づくり、地域コミュニティによる子どもの育成

② 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実

③ 子どもの居場所づくり

④ いじめ防止、こころのケアの充実

⑤ 不登校の子どもへの支援

- ア 保護者への情報提供、相談体制
- イ 学校以外の学ぶ環境の受け皿づくりの充実
- ウ 高校中退者への支援

- ・インターネット・SNSの安全な利用に向けた啓発
- ・助産師による相談対応（電話・メール、LINE）、困難事案等への保健所の積極的関与
- ・子どもの「権利の主体」意識を育てる学習の推進、保護者・地域住民への学習機会の充実
- ・体力向上に係る教員の指導力向上及び各学校の取組充実、地域と連携した取組の推進
- ・ふるさとキャリア教育の推進、地域と連携した遊びや体験活動の推進、こどもの国の遊具更新及び体験・学びのコンテンツ充実
- ・スポーツ、文化・芸術活動の応援
- ・通学路の安全確保、年齢等の段階に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育、制服警察官によるパトロール強化、防犯ボランティアの拡充
- ・小児医療に従事する医師確保、とっとり子ども救急ダイヤル（#8000）の拡充、適正受診の普及啓発
- ・協働・ボランティア活動の促進支援、学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に推進、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員等のコーディネーターや社会教育士の養成、公民館職員等社会教育に携わる人材育成、子ども会活動の活性化
- ・人権学習の充実、教職員研修の推進、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置
- ・放課後児童クラブの設置運営支援、受け皿が不十分な市町村における施設整備の支援
- ・子ども食堂の立ち上げ及びネットワークづくりの支援
- ・市町村のこども家庭センター設置を支援（再掲）
- ・地域の資源を活用した子どもの居場所（屋内施設）の確保を支援

- ・少人数学級の推進、教師の指導力・能力向上、授業改善に向けた研修会、ICTを活用した授業改善
- ・研修やフォーラムの開催、個々の子どもに応じたきめ細かな支援の推進、ICT等を活用した校内支援体制づくり、保護者が相談しやすい環境整備
- ・高校生年代に対する居場所の提供（教育支援センター「ハートフルスペース」）、社会参加への支援
- ・教育支援センターの自宅学習支援員によるICT等を活用した学習支援、本人・保護者の心理的サポート、学校教育から切れ目のない就学や就労に向けた支援の推進。

(4) 青年期の取組

心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していく準備期間であり、将来の夢を抱き、就職・結婚・出産・子育てなど大きなライフイベントが重なる時期

- ① 若者の経済的、社会的自立を応援
 - ア 雇用機会の確保、若年者の早期就職・職場定着の支援
 - イ 労働環境の向上、労働関係トラブルへの対応
 - ウ 消費生活上のトラブル
 - エ デートDVの防止
- ② 出会い・結婚の支援
 - ア 結婚を望む方の出会いから結婚までを応援
 - イ 結婚に伴う新生活への支援
 - ウ 職場・地域における支援

- ・若者の自立支援ネットワークの体制強化、とっとりインターンシップの充実、県立ハローワークによる求人・求職マッチング、若者サポートステーションによる支援充実、新入社員合同セミナー
- ・労働相談体制の充実、労働トラブル防止のための研修・セミナー
- ・教育機関における若年者への体系的な消費者教育、消費者教育に取り組む教員への研修・教材提供
- ・DV予防啓発支援員の養成、高等学校等でのデートDV予防学習会の実施
- ・縁ナビの拡大、若年層会員の獲得、結婚支援コンシェルジュの活動推進、出会い結婚支援に携わる民間事業者との連携(マッチングアプリとの連携)強化
- ・結婚新生活支援を実施する市町村の拡大推進
- ・「カンパニー婚活」実施企業・団体の増加、えんトリーと連携する企業・団体・市町村の拡大

5 子育て当事者への支援

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- ① 医療費の負担軽減
- ② 保育料の無償化
- ③ 在宅育児世帯への支援
- ④ 高校生等奨学給付金、奨学金貸与、私立中学校・高等学校への就学支援
- ⑤ 高校生への通学費助成
- ⑥ 高等教育の奨学金貸与・修学支援

- ・令和6年4月から小児医療費を完全無償化、適正受診の呼びかけ
- ・更なる保育料軽減策の検討
- ・就学支援金等による授業料等の支援、就学が困難な生徒に対する授業料の減免、高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金の支給、鳥取県育英奨学資金の貸与
- ・高校生等通学費助成制度の確実な周知、負担軽減策の継続実施
- ・高等教育費の更なる負担軽減（国制度としての実施要望）

(2) 地域における子育て支援、家庭教育の支援

- ① 地域の資源・人材の活用
- ② 企業、店舗等が行う子育て家庭へのサービスの提供
- ③ 家庭教育の支援

④ 子育て当事者への情報の提供

- ・地域の人材や施設を活用して、子育ての困りごと相談、こどもの遊び場、多世代交流拠点など親子連れが気軽に立ち寄れる屋内施設づくり（公民館等の活用促進）を行う市町村を支援
- ・こどもの国の魅力向上（屋内遊び場の整備、子育て支援に携わる地域人材の活動拠点としての活用）
- ・子育て世帯のニーズに対応した子育て応援協賛店の開拓
- ・保護者への多様な学習機会の提供、関係機関と連携した相談体制等による家庭教育への支援の充実
- ・必要な情報が適時に対象者に届くよう子育て王国アプリのプッシュ通知機能改修

(3) 安心して子育てできるための職業生活と家庭生活の両立

- ① 男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ② 安心して子育てできる就労環境の整備

- ・性別役割意識解消のためのセミナー、地域・団体等による男女共同参画に関する取組への支援、男女共同参画推進のための人材育成
- ・若者への結婚・妊娠等に関する正しい知識の普及啓発（県助産師会による出前講座の実施等）
- ・男女共同参画推進企業の認定拡大、イクボス・ファミボス理念の普及、男性の育児休業の取得促進（専門家による助言・伴走支援、奨励金の支給）

(4) ひとり親家庭への支援

- ① 子育てや生活支援の充実
- ② 就業支援の充実
- ③ 養育費の確保及び面会交流の推進
- ④ 経済的支援の充実

- ・子育て支援サービスの充実（子どもの学習支援、保育所への優先入所、放課後児童クラブの充実、子どもの居場所）、公営住宅の優先入居の推進、支援機関等に適切につなぐ相談機能の充実
- ・職業能力向上のための訓練、効果的な就業あっせん、子育てと仕事の両立支援
- ・養育費の取り決め・取得促進・相談支援、面会交流の取り決め・実施促進
- ・児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付け、医療費の助成

6 特に支援が必要な子どもの健やかな生活の支援

(1) 孤独・孤立への対応

- ① ヤングケアラー、若者ケアラーに対する支援
- ② ひきこもりに関する支援
- ③ 性的マイノリティの子ども・若者への支援
- ④ 地域で暮らす外国の子ども・若者とその家族への支援

- ・啓発によるヤングケアラー等の認知度向上、実態把握、相談窓口等支援体制の充実
- ・ひきこもりに対する正しい理解の啓発、官民連携プラットフォームや重層的支援体制の整備
- ・多様な性のあり方についての理解促進、相談支援体制の充実
- ・国際交流コーディネーターによる相談窓口設置、多文化共生コーディネーターの配置
- ・日本語指導担当教員の配置、学校現場での外国人児童生徒等の受入れ・支援体制の構築、10言語に対応した「学校生活ガイドブック」の活用

(2) 子どもの貧困対策

- ① 教育の支援
- ② 生活の安定に資するための支援
- ③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- ④ 経済的支援

- ・苦しい状況にある家庭・子どもの早期把握、支援につなげる体制強化
- ・所得の増大・職業生活の安定と向上のための支援、親の状況に合ったきめ細かな就労支援
- ・社会的に孤立しないための相談体制、子どもへの学習支援、養育費確保の促進策、住まいの支援、経済的支援、各種支援施策の周知

(3) 慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援

- ・小児慢性特定疾病医療費助成、指定難病特定医療費助成等の経済的負担軽減、小児医療から成人医療へのスムーズな移行の支援

(4) 障がいのある子ども、医療的ケアが必要な子どもへの支援

- ① 障がい児の相談支援
- ② きこえない・きこえにくい子どもとその家族への切れ目のない支援
- ③ 医療的ケア児及びその家族の地域生活を支えるための体制強化
- ④ 発達障がいに関する保護者への情報提供・県民への理解啓発の促進
- ⑤ 本人、保護者、学校、関係機関が連携した早期からの教育支援体制の整備
- ⑥ 手話言語や障がい者スポーツ等を通じた交流活動や啓発機会の確保

- ・地域療育支援の継続、園・学校等における支援のスキルの向上、障害児相談支援事業所の指定増加や児童発達支援センターの早期設置の市町村への働きかけ
- ・新生児聴覚検査における聴覚障がい児の早期発見、関係機関と連携した早期から切れ目のない支援
- ・障害児通所事業所や医療型ショートステイ実施機関の確保、研修を通じた支援人材の育成
- ・障害福祉サービスや『エール』鳥取県発達障がい者支援センター等での支援、ペアレントメンターの活用、ペアレントトレーニングの実施等の保護者支援促進
- ・就学前から就労に至るまでの切れ目ない支援、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と支援の充実、就学前における学校、医療、行政間での十分な情報共有、県版公立学校における医療的ケア体制ガイドラインの周知、障がいのある子どもの多様な学びの場の構築
- ・学校や児童生徒の実情に即した学習教材の作成・活用（「手話ハンドブック」、鳥取県版児童用手話検定「手話チャレ」、手話ダンス動画「手話のWA」等）、手話普及支援員を派遣した学習活動の支援
- ・誰もが手話言語に触れ学べる環境づくり（手話カフェ及びICTを活用した取組等）
- ・文化芸術活動を通じた地域との交流促進、地域でスポーツを行う機会の確保、「ノバリア」を核とした専門の指導者によるキッズスポーツ教室等の開催、在学中から卒業後まで一貫して運動・スポーツでできる環境の整備

(5) 児童虐待防止対策等の推進

- ① 予防・早期発見に向けた効果的な啓発活動
- ② 児童相談所の体制強化及び資質向上
- ③ 市町村要保護児童対策の体制強化及び資質向上
- ④ 児童養護施設等関係機関の資質向上及び児童相談所等との連携強化

- ・年間を通じた啓発活動を推進、SOSを発信しやすい環境の促進
- ・自己点検と第三者の意見を踏まえた児童相談所の対応力強化
- ・市町村の子ども家庭相談における体制強化（母子保健と児童福祉の双方の機能の一体的運営）
- ・地域への子育て支援を提供できる社会資源としての施設の体制や職員の資質向上

(6) 社会的養護の推進

- ① 里親支援の体制強化
- ② 社会的養護経験者等の自立支援拠点の整備
- ③ こどもアドボカシーに係るアドボキット派遣の充実
- ④ 社会的養護経験者の当事者団体の育成・サポート

- ・里親支援センターの設置、里親の養育技術の向上、里親委託児童の生活環境向上等に係る経費助成
- ・社会的養護経験者等への生活、就労に関する相談支援、社会的養護自立支援拠点の整備
- ・児童相談所及び児童養護施設等へのアドボキット派遣
- ・社会的養護の子どもや施設を退所した社会的養護経験者による当事者団体の活動支援

(7) こども・若者の自死対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

- ① こども・若者の自死対策
- ② 犯罪などからこども・若者を守る取組
- ③ 性犯罪・性暴力への対応

④ 非行防止と立ち直りの支援

- ・メンタルヘルス出前講座、相談窓口の周知、多職種の専門家で構成する「若者の自死危機対応チーム」の設置検討
- ・広報等を用いた鍵掛けの習慣化の促進、SNS等を用いた犯罪の発生状況・手口・犯罪実行者募集情報等の情報発信、青少年に対するインターネットに係るトラブル予防法等の広報・啓発活動
- ・性犯罪・性暴力被害者が安心して相談できる環境の整備、被害者の早期回復に向けた支援の充実
- ・とっとり被害者支援センター及び性暴力被害者支援センターととっとり緊密に連携・協力した支援
- ・関係機関等が連携した広報、啓発活動の推進
- ・非行防止教室等の開催、少年警察補導員等による継続的な面接や家庭連絡による指導・助言、スクールサポーターによる学校訪問活動

平成 30 年 12 月に発生した皆成学園入所児童の死亡事案について

令和 5 年 11 月 30 日
子ども発達支援課

平成 30 年 12 月 28 日に皆成学園入所児童（当時 18 歳）が、入浴中にてんかん発作を起こしたことにより、死亡（溺死）した事案について報告します。

1 死亡事案当日の状況

時刻	内容
18:25	児童が入浴のため脱衣所に入室
18:45	入浴時間が終わっても浴室から出てこなかったため、職員が外から声をかけるも返答がなく、浴室を確認したところ、浴槽内でうつ伏せ（心肺停止状態）の児童を発見
18:47	119 番通報（救急車要請） 職員が心臓マッサージ、人工呼吸、AED による蘇生を試みる
19:00 頃	保護者へ厚生病院に搬送されたことを電話で報告
19:15	救急車で搬送され、厚生病院に到着
19:31	保護者へ厚生病院への来院を依頼
19:51	児童の死亡を確認
20:14	保護者に電話で死亡を伝える
21:00 頃	保護者が厚生病院に到着
22:45	厚生病院において保護者へ皆成学園から経緯を説明

※皆成学園の入浴サービス提供マニュアルにおいては「てんかん発作がある利用児童は、特に浴槽内につかっているときには目を離さないようにする」ことになっていたが、当該児童は入所後、入浴中にてんかん発作はなく、日中も直近 2 ヶ月間発作がなかったことから、11 月 16 日から浴室外での見守り支援に変更していた。

2 死亡事案を非公表とした経緯等

- ・当時、死亡事案の公表について保護者の意向を確認したところ、公表されることを望まれなかったことから、非公表とした。
- ・令和 5 年 8 月、皆成学園に保護者から当時の状況等について説明を求める連絡があったことから、保護者と面談し、県として誠実に対応していくことをあらためて説明した。その後、死亡事案への対応について協議を重ねる中で、公表について了解が得られた。

3 再発防止策と現状

- ・死亡事案後に関係機関（皆成学園、子ども発達支援課、嘱託医）による検討会を 1 回開催（H31. 3. 29）し、てんかん発作等がある児童の入浴の際は、入浴サービス提供マニュアルを遵守し、常時見守りを実施することを園内で周知、徹底した。
- ・平成 31 年 3 月にてんかんの基本的な対応についてまとめた「てんかんの支援について」を作成し、てんかん発作の基本的事項を職員に周知するとともに、園内研修を毎年実施することとした。
→てんかん発作のある児童の入浴の際は、必ず職員が浴室内で見守りを実施。主治医の意見を踏まえ、体調が悪い際はシャワー浴とし、または入浴を中止することとしている。

4 今後の対応

(1) 社会福祉審議会児童福祉専門分科会への報告

12 月 7 日（木）開催予定の児童福祉専門分科会において死亡事案を報告するとともに、当時、関係機関による検討会を開催し再発防止策を検討しているが、第三者による評価を実施していないため、死亡事案への対応について検討する。

(2) 保護者との和解交渉

和解に向けて保護者と交渉中であり、合意でき次第、和解議案を上程する予定である。

公立大学法人公立鳥取環境大学 次期理事長（学長）の任命について

令和5年11月30日
総合教育推進課

公立鳥取環境大学における、江崎信芳（えさきのぶよし）理事長（学長）の任期が令和6年3月末までであることから、学長選考会議で選考を進め、10月26日、設置者である県及び鳥取市に対し、公立鳥取環境大学から次期理事長（学長）候補者の申出がありました。

その申出に基づき、11月10日、新生公立鳥取環境大学運営協議会（知事、市長）の承認により、下記のとおり令和6年4月1日付けで任命することを決定しましたので、報告します。

記

1 次期理事長（学長）

小林 朋道（こばやし ともみち）

2 任 期

令和6年4月1日～令和10年3月31日までの4年間

3 略 歴

年齢 65歳（1958年8月24日生）

学歴 1981年（昭和56年） 岡山大学 理学部 生物学科 卒業

1993年（平成5年） 京都大学大学院 理学研究科 理学博士

職歴 2012年（平成24年） 公立鳥取環境大学 環境学部環境学科 教授

2014年（平成26年） 公立鳥取環境大学 副学長補佐

2016年（平成28年） 公立鳥取環境大学 環境学部長

2022年（令和4年） 公立鳥取環境大学 副学長、学生支援センター長

<参考>

地方独立行政法人法

第71条 公立大学法人の理事長は、当該公立大学法人が設置する大学の学長となるものとする。

ただし、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学の全部又は一部について、学長を理事長と別に任命することができる。

2 前項の規定により大学の学長となる公立大学法人の理事長の任命は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の申出に基づいて、設立団体の長が行う。

3 前項の申出は、学長となる理事長が学長となる大学に係る選考機関の選考に基づき行う。

公立大学法人公立鳥取環境大学定款

第11条 理事長の任命は、法人の申出に基づき、鳥取県知事及び鳥取市長が協議の上行う。

（資料）

別紙1 次期理事長（学長）経歴

別紙2 次期理事長（学長）選考経過等

こばやし とみみち

小林 朋道

1958年 8月生 (65歳)

理学博士 (京都大学)

[専門分野] 動物行動学、進化心理学



(学歴)

1977年(昭52) 岡山大学入学

1981年(昭56) 岡山大学理学部生物学科卒業、同研究生

1993年(平 5) 京都大学博士号 (理学博士)

(主な職歴)

1983年(昭58) 岡山大学教養部 技術補佐員

1986年(昭61) 岡山県立倉敷古城池高校 教諭

1991年(平 3) 岡山県立岡山朝日高校 教諭

1998年(平10) 倉敷市立精思高校 教諭

2001年(平13) 鳥取環境大学環境情報学部 講師

2004年(平16) 鳥取環境大学環境情報学部 助教授

2006年(平18) 鳥取環境大学環境情報学部 教授、同大学院環境情報学研究科 教授

2012年(平24) 鳥取環境大学環境学部 教授、副学部長

2014年(平26) 鳥取環境大学副学長補佐

2016年(平28) 公立鳥取環境大学環境学部長(2021・令和3年度まで)、
同大学院環境経営研究科副研究科長

2018年(平30) 同大学院環境経営研究科長、同大学院環境情報学研究科長

2022年(令 4) 公立鳥取環境大学理事・副学長、学生支援センター長 (現在に至る)

(研究業績) ※本学教員就任後のもの

・動物行動学に関連した著作 34冊

・査読付き学術論文 (単著) 26件、(共著 1st) 4件、(共著) 4件

(地域活動)

・鳥取県生物学会会長等

・千代川の今後を考える学識懇談会、とっとり生物多様性推進センター連絡協議会、
特別天然記念物オオサンショウウオ調査委員会、鳥取県外来種検討委員会委員等

選考経過等

1 選考経過

令和5年6月20日 学長選考会議を開催

- ・学長候補者選考の審査基準及び選考方法等を協議
- ・経営審議会及び教育研究審議会に対し、学長候補者の資格を有すると認められる者（各2人以上5人以内）の推薦を要請

6月21日 経営審議会及び教育研究審議会を開催

- ・両審議会は、構成する委員に対し、選考候補者の推薦を依頼

7月20日 教育研究審議会を開催

- ・選考候補者5人を学長選考会議へ推薦

21日 経営審議会を開催

- ・選考候補者4人を学長選考会議へ推薦

8月2日 学長選考会議を開催

- ・両審議会から推薦された6人（3人重複）を一次選考候補者と決定
- ・今後の手順、スケジュール等を協議

8月3日 学長選考会議は、一次選考候補者に学長候補者となることの意味を確認

～23日 承諾の得られた2人を二次選考候補者として選出

9月25日 二次選考候補者が学長選考会議へ所信表明書等関係書類を提出

10月13日 学長選考会議を開催

- ・二次選考候補者との面接審査、選考協議

10月23日 学長選考会議を開催

- ・選考報告書等協議

2 選考方法

経営審議会及び教育研究審議会から推薦された一次選考候補者6人のうち、学長選考候補者となることを承諾された二次選考候補者2人から履歴書、業績調書、所信表明書を提出いただき、その後、選考会議委員との面談審査を実施した。

選考会議では、提出書類及び面談結果を踏まえて、6つの観点（①本学の将来構想、②本学の教育・研究の質の向上、③本学の社会貢献・地域貢献、④本学のマネジメント、⑤教育・研究又はその他の分野における職務上の実績、及び組織運営の実績、⑥対外インパクト）から総合的に評価し、選考した。

3 選考理由

次期理事長・学長候補者に選考された小林朋道氏は、2001年(平成13)の本学創立とともに環境政策学科講師に就任され、以来、本学とともに歩まれ、全体を良く把握されている。

助教授、教授を経て、2016年(平成28)環境学部長、2018年(平成30)大学院環境経営研究科長、2022年(令和4)理事・副学長・学生支援センター長を歴任されるなど、本学運営に関する豊かな経験と優れた能力を有し、第2期中期計画(2018~2023年)において、教育・研究等、数々の課題に取り組み、顕著な業績を上げられた。

動物行動学、進化心理学分野の研究者として、毎年、査読付き学術論文を発表するとともに、動物行動学に関連した著作33冊を出版するなど、研究者として優れた実績を備えておられる。全国に多くの若い読者を有し、テレビ番組にも数多く出演するなど、本学の顔としての知名度が高い。

氏は、本学の将来構想について、最も力を入れる特色は、本学の理念「人と社会と自然との共生の実現に貢献する有為な人材の育成・研究」を核とした学生教育にあるとし、世界が直面する地球温暖化をはじめとした環境問題の解決に合致していると基本的な方向を示した。

「環境」・「経営」・「情報」が専門分野となり、県内の「地域」をフィールドとしたユニークな取り組みの中で学生たちが成長する姿は、他大学とは異なる強みと魅力を持った大学としてアピールできると、学生教育の充実と魅力づくりに強い意欲を示された。また、鳥取の未来への貢献として、新たなリカレント講座や、鳥取の子どもたちに、環境や経済、情報技術等について伝える場を充実させたいと表明された。

学長選考会議は、第3期中期計画期間(令和6~11年度)を迎えるに当たり、公立鳥取環境大学の独自性をさらに発揮していくために、こうした氏の将来構想等の考えや意欲、これまでの経験や知名度を高く評価した。

4 学長選考会議委員名簿

(経営審議会選出)

議長 西山 信一 (公立鳥取環境大学 副理事長)

田中 洋介 (公立鳥取環境大学 理事・事務局長)

林 昭男 (公益財団法人鳥取県スポーツ協会 会長)

(教育研究審議会選出)

遠藤由美子 (公立鳥取環境大学 環境学部長)

吉田 高文 (公立鳥取環境大学 経営学部長)

山口 武視 (鳥取大学 理事・副学長)

各種学校（勝田ヶ丘志学館）設置の認可について

令和5年11月30日
総合教育推進課

特定非営利活動法人勝田ヶ丘志学館から、学校教育法に基づく各種学校としての勝田ヶ丘志学館の設置認可申請があり、11月21日（火）に私立学校審議会から認可することが適当である旨の答申がありましたので、本答申を踏まえて、認可しました。

1 勝田ヶ丘志学館の概要

学校名 勝田ヶ丘志学館（かんだがおかしがくかん）
設置者 特定非営利活動法人勝田ヶ丘志学館（理事長 松村 順史）
※法人設立：平成30年11月16日
開校時期 令和6年4月（予定）
所在地 米子市勝田町1番地（勝田ヶ丘同窓会館）
目的 大学進学に向けた総合的な学力の向上と未来を拓く人材の育成を行う。
定員 50名
教職員 10名（校長1名、副校長1名、講師7名、事務職員1名）
主な入学対象 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
学費等 入学金(入学時)40千円、授業料(年額)480千円 ほか

2 経過

平成31年4月 特定非営利活動法人勝田ヶ丘志学館により勝田ヶ丘志学館開校(H31 在籍者 32名)
令和元年10月 各種学校設置認可申請
令和元年11～12月 令和元年度第1回、第2回私立学校審議会 継続審議
(教員数、教員の拘束時間、施設設備について議論される)
令和2年1月 各種学校設置認可申請取り下げ
令和5年10月 各種学校設置認可申請
令和5年11月 令和5年第1回私立学校審議会
(令和元年度私立学校審議会での議論のあった事項の改善が確認され、委員全員の賛成により認可妥当と承認された)
認可妥当と答申

<参考>学校教育法

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

(設置廃止等の認可)

第4条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。（以下、略）

- 一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣
- 二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会
- 三 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

(準用規定)

第134条 第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第124条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、各種学校とする。

- 2 第4条第1項前段、(略)の規定は、各種学校に準用する。この場合において、第4条第1項前段中「次の各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「当該各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と(略)読み替えるものとする。